

一般社団法人東京ソーヤ定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人東京ソーヤと称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都西多摩郡奥多摩町に置く。

2 当法人は、社員総会の決議により従たる事務所を必要な場所に置くことができる。

(目的)

第3条 当法人は、教育・芸術活動を促進・普及することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

(1) 文化及び芸術の振興を目的とする事業

(2) 教育を通じて国民の健全な発達に寄与し、または豊かな人間性を涵養することを目的とする事業

(3) 高齢者の福祉の増進を目的とする事業

(4) 国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする事業

(5) 前各号に附帯又は関連する事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 会員

(種別)

第5条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員（以下「社員」という。）とする。

(1) 正会員 当法人の目的に賛同し入会した個人及び団体・法人

(2) 一般会員 当法人及び社員のおこなう教育活動に参加するために入会した個人及び団体・法人

(3) 賛助会員 当法人の事業を援助するために入会した個人及び団体・法人

2 団体又は法人の会員は、代表者として1名を登録し、当該代表者の変更が必要となった場合は、速やかに当法人に届け出るものとする。

(入会)

第6条 当法人の会員として入会しようとする者は、社員総会において別に定めるところにより申し込み、代表理事の承認を受けなければならない。

(経費負担)

第7条 会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 既納の入会金及び年会費は、いかなる理由があっても返還しない。

(退会)

第8条 会員は、社員総会において別に定めるところにより届け出ることにより、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

(会員の資格喪失)

第10条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3) 2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総社員の同意があったとき。

第3章 社員総会

(種別)

第11条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

2 一般会員及び賛助会員は、社員総会に出席して意見を述べるができるものとする。ただし、議決権は有しない。

(構成)

第12条 社員総会はすべての社員をもって構成する。

(開催)

第13条 定時社員総会は、毎年10月に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。ただし、社員全員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続きを省略することができる。

2 総社員の議決権の5分の1以上を有する社員は代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(決議)

第16条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は特別決議として、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 定款の変更
- (3) 解散
- (4) その他法令で定めた事項

(代理)

第17条 社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(決議及び報告の省略)

第18条 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき社員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が社員全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき社員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議決権)

第19条 社員は、各1個の議決権を有する。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

第4章 理事

(役員)

第21条 当法人に、理事3名以上を置く。

2 理事のうちから代表理事1名を定める。

(選任)

第22条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 代表理事は、理事の互選によって定める。

3 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事は、第21条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

(解任)

第25条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第26条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 基金

(基金の拠出等)

第27条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の拠出者の権利)

第28条 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

(基金の返還の手続き)

第29条 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第6章 計算

(事業年度)

第30条 当法人の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第31条 当法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに代表理事が作成し、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第32条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が当該事業年度に関する次の書類を作成し、定時社員総会に提出し又は提供しなければならない。

(1)事業報告及びその附属明細書

(2)貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書

2 事業報告については、代表理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

3 貸借対照表及び損益計算書については、定時社員総会の承認を受けなければならない。

(剰余金の分配の禁止)

第33条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第34条 本定款は、社員総会の特別決議をもって変更することができる。

(解散)

第35条 当法人は、次の事由によって解散する。

(1)社員総会の特別決議

(2)社員が欠けたこと

(3)合併(合併により当法人が消滅する場合に限る。)

(4)破産手続開始の決定

(5)その他法令で定める事由

(残余財産)

第36条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人若しくは公益財団法人又は特定非営利活動法人(租税特別措置法第66条の11の2第3項の認定を受けたものに限る。)に贈与する。

第8章 附則

(最初の事業年度)

第37条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和3年8月31日までとする。

(設立時の役員)

第38条 当法人の設立時理事、設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事 前田大介

設立時理事 松永暢史

設立時理事 大澤励

設立時理事 後藤小巻

設立時代表理事 前田大介

(設立時社員)

第39条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

設立時社員 間一瑳

設立時社員 藤原正晴

(法令の準拠)

第40条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。